

宜 議 第 2 6 5 号  
令和 6 年 9 月 5 日

議長  
呉屋 等 殿

福祉教育常任委員会  
委員長 伊佐 文貴

委員会審査結果について（報告）

第 4 5 8 回定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第 2 9 条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

| 期 間<br>期 日          | 会 議<br>月 日          | 備考                                                                                                                                          |
|---------------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 6 年<br>6 月 1 4 日 | 令和 6 年<br>6 月 1 4 日 | 議案第 5 0 号、議案第 5 1 号、議案第 5 5 号、<br>請願第 1 号、請願第 3 号、請願第 4 号、<br>請願第 5 号、請願第 7 号、陳情第 1 号、<br>陳情第 5 号、陳情第 8 号、陳情第 1 6 号、<br>陳情第 2 4 号、陳情第 2 6 号 |
| 会議日数<br>1 日間        |                     |                                                                                                                                             |

事件一覧及びその結果

| 議 案<br>番 号     | 件 名                                                            | 付 託<br>月 日           | 議 決<br>月 日           | 結 果  |
|----------------|----------------------------------------------------------------|----------------------|----------------------|------|
| 議 案<br>第 5 0 号 | 令和 6 年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）                               | 令 和 6 年<br>6 月 1 3 日 | 令 和 6 年<br>6 月 1 4 日 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 5 1 号 | 宜野湾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について                  | 令 和 6 年<br>6 月 1 3 日 | 令 和 6 年<br>6 月 1 4 日 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 5 5 号 | 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について                                        | 令 和 6 年<br>6 月 1 3 日 | 令 和 6 年<br>6 月 1 4 日 | 原案可決 |
| 請 願<br>第 1 号   | 沖縄県に早急な PFAS 血中濃度検査等を求める請願                                     | 令 和 4 年<br>1 0 月 6 日 | —                    | 継続審査 |
| 請 願<br>第 3 号   | 福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないこと、学校給食でゲノム編集された食材を使用しないことを求める請願  | 令 和 5 年<br>3 月 3 日   | —                    | 継続審査 |
| 請 願<br>第 4 号   | 「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願                                  | 令 和 5 年<br>6 月 1 3 日 | —                    | 継続審査 |
| 請 願<br>第 5 号   | 教職員の働き方改革に向けたとりくみに関する請願                                        | 令 和 5 年<br>6 月 1 3 日 | —                    | 継続審査 |
| 請 願<br>第 7 号   | 「義務教育費国庫負担堅持及び 2 分の 1 復元」のための意見書採択を求める請願                       | 令 和 5 年<br>1 2 月 1 日 | —                    | 継続審査 |
| 陳 情<br>第 1 号   | 学校における子供の健全な育成を求める陳情                                           | 令 和 4 年<br>1 0 月 6 日 | —                    | 継続審査 |
| 陳 情<br>第 5 号   | 母子生活支援施設設置について                                                 | 令 和 4 年<br>1 0 月 6 日 | —                    | 継続審査 |
| 陳 情<br>第 8 号   | 帯状疱疹ワクチン接種費用の公費助成に関する陳情                                        | 令 和 4 年<br>1 2 月 8 日 | —                    | 継続審査 |
| 陳 情<br>第 1 6 号 | 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し 18 歳までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情 | 令 和 5 年<br>6 月 1 3 日 | —                    | 継続審査 |
| 陳 情<br>第 2 4 号 | 令和 6 年度福祉施策及び予算の充実について                                         | 令 和 5 年<br>9 月 2 9 日 | —                    | 継続審査 |

|                |           |                      |   |      |
|----------------|-----------|----------------------|---|------|
| 陳 情<br>第 2 6 号 | 市立幼稚園について | 令 和 6 年<br>6 月 1 3 日 | — | 継続審査 |
|----------------|-----------|----------------------|---|------|

※結果一覧について、賛否が分かれた場合のみ、（賛成多数）等の表記を行い、“全会一致”の場合は特に表記しない。

## 福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和6年6月14日（金）1日目

午前10時00分 開会

午後 3時43分 散会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（7名）

|     |          |
|-----|----------|
| 委員長 | 伊佐 文 貴   |
| 委員  | 棚 原 明    |
| 委員  | 座間 味 万 佳 |
| 委員  | 岸 本 一 徳  |

|      |           |
|------|-----------|
| 副委員長 | 屋 良 千 枝 美 |
| 委員   | 松 田 朝 仁   |
| 委員   | 伊 佐 哲 雄   |

○欠席委員（1名）

|    |         |
|----|---------|
| 委員 | 山 城 康 弘 |
|----|---------|

○説 明 員（12名）

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 福祉推進部<br>こども政策担当次長   | 浜 里 郁 子 |
| こども政策課<br>認定こども園担当主幹 | 又 吉 時 生 |
| 健康推進部<br>次 長         | 米 須 之 訓 |
| 国民健康保険課<br>庶 務 係 長   | 登 川 恭 佐 |
| 国民健康保険課<br>後期高齢者医療係長 | 森 岡 誠   |
| 指 導 課<br>課 長         | 新 川 健 次 |

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 子育て支援課<br>施設給付係長   | 仲 松 剛     |
| こども政策課<br>こども政策係長  | 普 久 原 朝 亮 |
| 国民健康保険課<br>課 長     | 川 満 勤 子   |
| 国民健康保険課<br>給 付 係 長 | 長 谷 川 浩 史 |
| 指 導 部<br>次 長       | 津 島 美 智 子 |
| 大山幼稚園<br>幼稚園教諭     | 野 原 信 哉   |

○議会事務局職員出席者

|     |         |
|-----|---------|
| 主 事 | 金 城 英 志 |
|-----|---------|

○ 審 査 順 序

議案第51号 宜野湾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

陳情第26号 市立幼稚園について

議案第55号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第50号 令和6年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

請願第1号 沖縄県に早急なPFAS血中濃度検査等を求める請願

|          |                                                               |
|----------|---------------------------------------------------------------|
| 請願第 3 号  | 福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないこと、学校給食でゲノム編集された食材を使用しないことを求める請願 |
| 請願第 4 号  | 「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願                                 |
| 請願第 5 号  | 教職員の働き方改革に向けたとりくみに関する請願                                       |
| 請願第 7 号  | 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める請願                          |
| 陳情第 1 号  | 学校における子供の健全な育成を求める陳情                                          |
| 陳情第 5 号  | 母子生活支援施設設置について                                                |
| 陳情第 8 号  | 帯状疱疹ワクチン接種費用の公費助成に関する陳情                                       |
| 陳情第 16 号 | 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情  |
| 陳情第 24 号 | 令和6年度福祉施策及び予算の充実について                                          |

第458回宜野湾市議会定例会（福祉教育常任委員会）

令和6年6月14日（金）第1日目

○伊佐文貴 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。  
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第51号 宜野湾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○伊佐文貴 委員長 議案第51号 宜野湾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第51号についての説明をお願いします。こども政策担当次長。

（執行部説明省略）

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 おはようございます。資料に書いてあるとおりでなということ、認識と理解はするのですが、まずこの宜野湾市の条例改正をするのは、国の法改正ということで、資料等にも書いてあるのですが、75年間改正はしてこなかったけれども、今回どういう理由といたしますか、これは恐らく有識者の会議であるとか、様々議論をした後に閣議決定をされたのかなと思うのですが、こども未来戦略というところから始まっているわけですが、細かいことは、後でまた質疑でお伺いしますが、今どのようなことが起こっているのか、例えば少子化がそうさせているのか、ほかに理由があるのか。この辺の説明からお願いできませんでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 こども家庭庁が発足して以来、子供を真ん中に、中心に考えていくという施策が今後進められていくとされております。その中で子供に対して、国民みんなで見守っていこうと、そういった形のもので施策を進めていく形になっておりますので、まず第1として加速化プランが策定されております。3年間で、こういった条項を進めていこうという形のものでございますが、そのうちの一つで保育所の配置基準の改善が行われております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これはいただいた資料の2ページのほうに改正の経過及び内容、6行ぐらいの中で、今詳しく説明していただいたのかなと理解をするのですが、要は配置の基準見直しというのが、改善ということで、要するに30対1から25対1という、いわゆる保育士さんの1人当たりの子供を見る人数、基準を減らしていくということは、当然保育士さんが、今よりもっと配置をしていかなければならない、採用していかなければならないということになると思うのですが、これについては、やはり事故とか、それから様々要因があつてなのか。75年間1度も改善されていないのを改善するというのは、以前は車

に1人残して死亡事故とか、いろいろあったわけなのですからけれども、いわゆる保育士さんが見る子供たちの人数が、やはりそういう事故等につながっているとか、それからまた安全安心という観点から見直していくのだという、国のほうは、どういうことで見直しを75年ぶりにやっとやったのか、それとも求められていたけれども、なかなか踏み切れなかったのか。こども家庭庁ができて、それが加速化プランとして出てきたのかなというふうな認識もするのですけれども、もう少しそこら辺説明をお願いできませんか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策係長。

○こども政策係長 ただいまの御質問に対してなのですけれども、こども未来戦略が昨年12月、国のほうで策定されております。その中で戦略自体は41ページになっていて、今日のお手元の資料にはお配りしていないのですけれども、その中で今回75年ぶりの配置基準の改善と、さらなる処遇改善という項目だけがされたところで、やはり幼児教育の保育の質の向上をしていく必要があるというところを書いてありまして、またその中では、少し読み上げさせていただきますと、待機児童対策の推進により、量の拡大は進んだものの、一方で昨今、幼児教育・保育の現場での子供をめぐる事故や不適切な対応事案により、子供のいる世帯が不安を抱えている。安心して子供を預けられる体制を急ぐ必要があるというところも記載されておりまして、やはり量はしっかり進んだと。ただ、質のほうはやはりちょっとカバーできていなくて、不適切な事案等があるから、こういう見直しをして質を上げていくというところでの経緯があるということで、今回書かれております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分かりました。やはりそういう背景があつて、保育の質の向上という説明がありましたけれども、認可外にどうしても預けなければならないというのは、これは行政の、いわゆる保育士不足であるとか、それからまた以前はハード面で保育所そのものが足りなかったのだということで、最近は保育士さんの不足で待機児童が出てくるのだという、そういう現状になっていると思うのですけれども、認可外では3年前ですか、那覇市の認可外でゼロ歳児の子が死亡する、認可外というのは、基準がやはり予算の面からすると、25倍も格差がある。要するに認可外であるゆえに、そういう支援がなかなかできないのだと。そういうことがあつて、そこも出てきたわけなのですから、たしか那覇市で、認可外でそういう事故が起きたかなと思うのですけれども、そこは認可園であっても、1人当たり見る保育士さんの数が減っていけば、安全で質というのが、それに当たるのではないかなと思うのですけれども、ここがやはり一番のネックになっていると思うし、ただ法改正したからといって、すぐにこれが進むのかなというのは非常に疑問なのです。

皆さんも、この資料の2ページのほうに、4の下から4行目、本市においては、保育士不足の状況であることから、改正後の配置基準を適用した場合、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるため、条例附則第2項において内閣府令と同様の経過措置を設けております。これは確認しますが、3年という認識でよろしいのですか、経過措置というのは。その法律の適用というのは守らないといけないということが、3年後からは出てくるという認識でいいのですか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○**こども政策担当次長** 経過措置の件なのですけれども、具体的な期間等は、今は示されておりません。やはり待機児童とか、保育士不足が懸念される状況もございますけれども、国のほうも、そちらはそういった点は加味しておりますので、今、具体的な期間はまだ示されておりません。

○**伊佐文貴 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** それから、議案書の2ページの中で、第29条、第31条、第44条、第47条というのは、これは家庭的保育の4つの種類だと思うのですけれども、この基準は、人数的にはどこも保育士さんの担当する範囲というのは、この人数は15人ということで、それまでは数が違うのですか。20人から15人になるということで、単純にそういう理解でよろしいのですか。

○**伊佐文貴 委員長** こども政策担当次長。

○**こども政策担当次長** 今、市のほうでは条例のほうで小規模保育事業所、事業所内保育事業のものを定めておりますが、今回の改正は3歳から5歳になりますので、宜野湾市のほうでは、こういった小規模とか、事業所内保育所はゼロ歳から2歳の扱いになっておりますので、今現状のところでは、今回の改正はちょっと影響が出るというのは、今のところはございません。

○**伊佐文貴 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** この2ページのほうには、20人を15人、全部そのようになっているのですけれども、この改正前というのですか、新旧対照表というもののの中では、おおむね20人につき1人、4歳以上は30人につき1人ということで、細かく言えば、ちょっと数字も違ってきている気がするのですけれども、そこら辺の説明をもう少しお願いできますか。

○**伊佐文貴 委員長** こども政策係長。

○**こども政策係長** 先ほど次長のほうから説明があったとおり、宜野湾市の家庭的保育事業は、小規模保育事業と事業所内保育所については、現在はゼロ歳から2歳までのお子さんを預かっていますので、今回改正がある内容については3歳児から5歳児の部分で、今まで3歳児を預かっていたら20人に対して1人の保育士がつかないといけないというところだったものを今後の改正で15人に対して1人の保育士がつかないといけないと改めるのですけれども、おっしゃったとおり今の時点で3歳児以上を預かっている家庭的保育事業所は宜野湾市にはありませんので、今のところ、影響はないところであります。

ただし、小規模保育事業所と事業所内保育事業所は、今後3歳でできる形になっておりますので、見ていく際には基準が適用された形になる。

○**伊佐文貴 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 保育士さんが足りなくなるという認識なのですけれども、現在の体制といいますか、現在の保育士と現在受け入れているお子さんという観点からすると、例えば条例改正した後はどれぐらいの保育士さんがいないといけないのかという試算はされているのですか。宜野湾市でいうと、これだけの保育士さんが足りなくなりますよということは具体的な試算は出ているのですか。

○**伊佐文貴 委員長** こども政策担当次長。

○**こども政策担当次長** 具体的な試算はしておりません。保育所と連携して、今後を配置して、新しい基準に沿ったような形で配置基準はやっていくとは思いますが、今のところ、試算は行っておりません。

○**伊佐文貴 委員長** 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分かりました。それと、この説明の中で、4つの事業の中で宜野湾市がやっているのは家庭的保育事業と事業所内保育事業、この2つということで認識してよろしいのですか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 すみません。ちょっと説明が前後したかもしれませんが、小規模保育事業所と事業所内保育事業所、この2つです。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 家庭的保育事業というのは、これはどういった事業なのですか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 家庭的保育事業は、家庭的な雰囲気の下で少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業ということにしております。家庭的保育者、保育ママという方なのですけれども、居宅やその他様々なスペースで行う事業とされております。定員につきましては、家庭的保育者1人につきまして5名以下ということで設定されております。

○岸本一徳 委員 これは宜野湾市では、その事業はないという認識で。

○こども政策担当次長 現在ございません。

○岸本一徳 委員 もう一つ、居宅訪問型保育事業というのがありますよね、4つの中で。宜野湾市の中では、これもない。事業は行っていない。

○こども政策担当次長 今のところは。

○岸本一徳 委員 分かりました。大体全容がつかめました。以上です。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 今おっしゃられていたとおり、家庭的保育事業って対象年齢がゼロ歳から2歳までののかなと思っているのですけれども、今回の改正については、3歳以上というところで、その家庭的保育事業に含まれないところを改正しているのかなというふうに思っているのですけれども、議案にある家庭的保育事業等の「等」という部分は何に当たるのか教えてください。そこに3歳から5歳の部分が引がかかるのかなと思っているのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 市町村で定める家庭的保育事業者等とまとめてやっているのですけれども、これはまとめた総称なのですが、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業と事業所内保育事業を総称した形の条例というふうになっておりますので。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 では、今時点では、この宜野湾市が行っている小規模保育事業者というところで、対象はないというところなののですけれども、今後またそれをやりたいといったときに、この条例が入ってくるのですけれども、例えば先ほどおっしゃっていたように経過措置の中で当分というところで、具体的な期間はないというところだったので、これもあくまでも仮定の話なので、今答えられるかどうかというのは分からないのですが、今現在保育士が不足しているというところで、さらに保育士をもっと増やさないといけないとなったときに、どういった対応をして増やしていこうということを考えていたりするのかと思っています、今現時点で募集しても、なかなか集まらないのに、より集めるためにもっと積極的な対応を

取る必要が出てくるのかなと思っているのですけれども、仮定なので、もしかしたら考えていらっしゃらないのかなと思うのですけれども、今後またそういうふうになってきたときに、どういう対応をして集めようと思っているのかありますか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策係長。

○こども政策係長 今回条例改正をいたしまして、先ほど委員が言ったように保育士不足の現状があるところではありますが、これは本市だけではなく、全県的に沖縄県全体で不足という形がありまして、各市町村、今回の条例を提案していて、同じように附則をつけてやっております。やはりこの条例の基準が適用されれば保育士が必要であるけれども、そこに至らないので附則をつけているのですが、県の方も全県で足りていないというところがありますので、今、県と各市町村と連携して保育士を確保する政策を従来からずっとやってきているので、県外保育士の誘致もするような補助メニューをつくったり、取り組んでいるところなのですが、それでもやはり足りていないというところがありますので、今年度から県と市町村でもっと意見を出し合って、どうやったら保育士を獲得できるのかという協議体をつくっていくというところもありますので、その中で話し合っているところでもあります。

宜野湾市のほうでは、一応昨年度から保育士の就労促進事業を、保育士が就職した際には10万円のお祝金を保育士さんに手当てしているところで、後押しするような施策をつくっておりますので、そういったところで、また新たな保育士を確保するような施策を県と話し合っているところがあるというところが、今当面の対応する策として考えております。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 今おっしゃったような就労促進で10万円とあるのですけれども、例えば今回宜野湾市には対象になる事業所がないということだったので、ほかの市町村ではあって、そのために今以上に積極的にというような対応を取っている市町村の情報は持っていたりしますか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策係長。

○こども政策係長 ほかの市町村も、やはり保育士の確保については苦慮しているところの情報はあります。なかなかこれをやったからたくさんの保育士が集まったというところは、よく市町村間で集まったり意見交換しているのですけれども、ちょっと特効薬といえますか、そういった事業は聞かれていないなというところがございます。

○座間味万佳 委員 ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 経過措置で、今お話があった、保育士の確保ができないということで、期間は定められない、これは現実的な対応としてそうせざるを得ないのだろうなと思うのですけれども、当分の間というのは、どうも曖昧で、附則で制定する意味合いというか、これは当分の間というのは期間はないわけですよ。5年後でも10年後でも保育士が確保された段階で、時点かどうか、見込みが立った時点で、その条例を適用させてくることでの解釈でいいのですか。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 先ほどもちょっと申し上げました、当分の間というのは、国のほうからは何も示されておりません。やはり先ほどおっしゃいましたように保育士不足とかありますので、各自治体、それぞれ

事情があるということも国のほうが酌み取ってこういった形の記載をしておりますが、多分状況を見ながら検討していくかと思うのですけれども、私たちもしばらくはないだろうということで、ちょっと勝手な想像なのですけれども、それで解釈しております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 別途で宜野湾市家庭的保育事業を調べてみたら、2園があるみたいな感じ、これで見ると。実際に何園あるのですか。市内にこの家庭的保育事業と言われている、A型とか、B型とかに関わるかもしれないのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 こども政策係長。

○こども政策係長 宜野湾市の家庭的保育事業等でありまして、この中に4つの事業所が、類型があって、先ほど説明があったとおり、宜野湾市には小規模保育事業所、事業所内保育事業所、この2つしかなくて、家庭的保育事業と居宅訪問型事業、これはないというところなのです。あるもの2つについては、小規模保育事業所が14事業所、あと事業所内保育所が2園になっております。トータル16です。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 それは16の保育園で年齢的に該当する園は、宜野湾市には存在しないという理解でいいですね。

○伊佐文貴 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 小規模保育事業所の事業所内保育所なののですけれども、それぞれゼロ歳から2歳ということで、今やっております。

○伊佐哲雄 委員 分かりました。ありがとうございました。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第51号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前10時33分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前10時45分)

---

## 【議題】

### 陳情第26号 市立幼稚園について

○伊佐文貴 委員長 次に、陳情第26号 市立幼稚園についてを議題といたします。

質疑に入る前に事務局より陳情書の読み上げを行います。

○議会事務局主事 陳情書を読み上げさせていただきます。

陳情第26号 市立幼稚園について。

陳情の趣旨。

1、市内の幼稚園では1日置きに弁当持参となっている。共働きにも考慮し、給食対応にしてほしい。

2、①、幼稚園について。朝、子供を預けるのが7時45分だと勤務に間に合わないので、1人で登園できない未就学児については、保育園と同じ対応を強く望む。年長でも住居が遠いため、1人で行かせるのは不安。

②、職員の運用で工夫することは民間でも行っていることなので、早急に改善を願う。

陳情の理由になります。宜野湾市の幼稚園は、午後からは学童に切り替わる運用なので、午後からは保育士が出勤し、学童の先生が全て対応している。幼稚園の正職が1日いる状態で学童の先生が午後から出勤し、二重に先生がいる状態。でも、午後の対応は全て学童の先生、幼稚園の先生は対応せず、職員室で話している状況。施設管理や教育に関するカリキュラム等の時間に使っているにしても正職が午後いっぱい使って、しっかり業務を行っているのか疑問。その業務が20時間分毎週あるのか。できれば公開してほしい。教育でいうのなら、小学校の先生は、子供たちのことも対応しながら、そういったことを行っている。午後、子供たちを学童の先生に預け、子供たちを見ていない状況で、幼稚園の先生が、それ以上のことを、その時間しっかり働いているのか。そこに税金を使って学童の先生を配置し、二重で支払う必要が本当にあるのか。

幼稚園の正職の方で7時半からシフト制で対応してほしい。そうすることで、共働きの親が預けやすくなる。一般的に民間は、そうしている。保育園もそうしているし、医療機関もサービス業も。子育て世代の幼稚園教諭だったとしても、そういった保育園等に預けて恩恵を受けているはず。子育てしやすい環境を今で構築しないと出生率が下がり、生産年齢の層がいなくなると市に税金を納める人がいなくなり、予算もままなくなっていく。今しっかり時代に合わせて市も変わるべき。幼稚園の年中が定員割れしているのは、そこが原因。また、年中に入れたくても、そこでちゅうちょしている人もいる。

上記2点を子育て世代のことも考えた上で早急に解決してほしい。周りの子育て世代からは、そういう声が多く上がっている。幼稚園の先生は、午後、何をしているのだろうねという声もよく聞く。年中も年長も安心して預けられるように幼稚園も保育園と同じようにしてほしい。幼稚園は人件費も税金が使われているため、先生の二重位置が本当に必要か検証し、幼稚園の改革をしてほしい。財源に限りがある以上、必要ところで使い、必要のないものは1円も無駄にしないよう改善すべき。教育の前に子育て中の親が求めているのは、保育園のように安心して預けられる幼稚園。

1については、弁当を給食にすることで、家で子供との時間に使うこともできる。温暖化も踏まえ、衛生的にも管理が難しい中、作り置きを使うこともできずに、毎朝作るのは、共働きには厳しい。給食にして温かい食事を食べてほしい。両親が共働きしやすい環境を整えることで、市にも税金が入るのではないかな。至急検討し、改善を望む。

そして、何年も検討継続だと陳情が出ても意味がないと宜野湾市に期待できなくなる。子育てしやすい市町村へ人が流れる。市への問題提起として陳情書を上げた。これを議会で上げて終わりではなく、いつまでに検討を終了し、いつから施行できるのか、回答も併せて望みます。そして、進捗報告も含めて、ぜひ公表してほしい。以上、読み上げになります。

○伊佐文貴 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。棚原明委員。

○棚原明 委員 よろしくお願ひします。陳情の趣旨にあるように幼稚園について少し聞きたい部分があります。（２）のほう、１のほうは置いておいて、２のほうの幼稚園について、朝、子供を預けるのが７時４５分だと勤務に間に合わないのではという内容なのですが、現状を少し聞きたいのですけれども、各市内の幼稚園、登園というのでしょうか、登園できる時間、決まりとかがありましたら聞きたいのですけれども、お願ひします。

○伊佐文貴 委員長 指導課長。

○指導課長 棚原明委員の御質問にお答えします。現在は、小学校の登校時間、また開門時間と合わせて７時４５分に開園しています。早過ぎる登園が事件、事故に巻き込まれる可能性があるので、安全面の配慮のほうから、小学校の立哨の保護者等の時間に合わせて現在登園時間のほうを設定しております。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 これは何か決まり、もしくは学校での、教育委員会の中で決めたのであれば、いつ頃からこれになったのか。その前はどうかだったかという、先ほど話がいったように危険の防止、立哨する方たちからのアドバイスとか、いろいろあったと思うのですけれども、施行といいますか、決まりがこの時間になったというのは、いつ頃からなのかというのが分かればお聞かせください。お願ひします。

○伊佐文貴 委員長 指導課長。

○指導課長 棚原明委員の御質問にお答えします。この７時４５分という設定は、幼稚園に限っていうと、もうちょっと実際遅かったという話も聞いてはおります。ただ、要望に合わせて少し時間をとということで、４５分に設定しております。

小学校においても、実際はもう少し早い時間から開けている時期もありました。ただし、昨今の働き方改革もそうなのですから、どうしても先生方が早く出勤しないといけないとか、そういったところもありまして、先ほどからある安全管理上、自動玄関の開門時間のほうを昨今７時４５分に開けているということをお聞ひしております。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 ありがとうございます。今、小学校・幼稚園が７時４５分ということで、この方は保育園と同じ対応を強く望むということで、保育園は今どのような状況になっているのか、もし分かればお願ひしたいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 現在宜野湾市の保育所等でございますが、各保育事業所において様々な時間設定はしております。公立保育所については７時半の受入れという形を実施しております。ただ、私立保育所等においては、７時に開けたり、７時１５分に開けたりということで、保護者の要望を聞きながら、各保育事業所が設定しているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 ありがとうございます。ということは、では子供が、幼稚園もあれば、保育園もあれば、小学校もあればという、３名抱えている親御さんがもしおられるのであれば、時間的に、仕事に行く前に降ろしていけるということかもしれないのですけれども、幼稚園だけの子供がいる方たちとするならば、ちょっと時間的に遅いのかなという、この人の要望ではあるのですけれども、実際に早急に改善を願うというこ

となのですけれども、改善ができるのかどうなのか、この方の要望ですね。2番に関してどういう見解がありますか。お聞かせください。

○伊佐文貴 委員長 指導課長。

○指導課長 開園時間を早めてほしいというこの御要望なのですけれども、現在保育士等の不足とか、子供の安全確保、そういった人員確保のほうがちよっと困難でして、シフトが組めない状況にあります。

今後は、今計画されている認定こども園への移行によって、この人員確保が可能となって、シフト制の対応も可能になるので、この認定こども園に移行することで、対応していくことが可能であると考えております。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 よく分かりました。ありがとうございます。以上です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 まず、1日置きに弁当持参というのは、これは合っているのですか。事実なのですか。

○伊佐文貴 委員長 指導課長。

○指導課長 現在、火曜日と木曜日は弁当を持参していただいています。

○岸本一徳 委員 月、水、金が。

○指導課長 ケータリングのほうです。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 普通幼稚園は午前中の保育ですよね。そうすると、午前中の保育のお子さんはケータリングもない。給食、弁当は火曜日と木曜日、あるときは延長保育みたいな形になるのですか。そこら辺の御説明をお願いします。

○伊佐文貴 委員長 指導課長。

○指導課長 ただいまの岸本委員の御質問にお答えします。今おっしゃっていましたが、幼稚園の教育は12時までになっております。それで、週に2回、時間を延長するために火曜日と木曜日に弁当を持参していただいて、2時間ほど全員残る形になっております。こうすることで、預かりを利用されていないお子さんも教育時間が延長されて、みんなと一緒に食事を取ったり、あと活動を少し長く行うことが可能となっています。残りの月、水、金におきましては、預かりを利用されるお子さんがケータリングを活用している状況でございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 この陳情者は、弁当ではなくて給食をという話なのですけれども、これはすぐにできる話ではないですね。

○伊佐文貴 委員長 指導課長。

○指導課長 岸本委員の御質問にお答えします。これまでも学校給食については、ずっと上がっていたというふうに伺っております。こちらのほうも学校給食のほうを提供しようと考えておりましたけれども、現在の学校給食センターの設備では食数がキャパオーバーというか、もういっぱいいっぱいになっていることから、その対応は難しいというところで、実現できない状況にありました。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 今、はごろも学校給食センターと宜野湾学校給食センターがありますけれども、そこでは幼稚園までカバーできないということで認識してよろしいのか。

そして、例えばもしそこを要望に応えるのであれば、いわゆる宜野湾学校給食センターの建て替えとか、はごろも学校給食センターの建て替えとか、そういうときにしかそれはできないのか。それとも別のやり方が、これだとケータリングも給食も、さして変わらないのかなと思ったりするのだけれども、値段が違うのかな。そこら辺のことについての、もし陳情者の要望にお応えするには、いろいろなことをクリアしないと、乗り越えないといけないことがあると思うのですけれども、どういったものがあるのか。

○伊佐文貴 委員長 指導課長。

○指導課長 岸本委員の御質問にお答えします。今回の認定こども園への移行につきましても、学校給食センターのほうはお話に上がっていましたが、はごろも学校給食センターのほうで今7,000食を少し超えるぐらい、宜野湾学校給食センターのほうで3,000食ということで、本当にいっぱいいっぱいの内容で給食のほうを提供していると伺っています。

ですので、その食数であると、学校給食センターは対応できないというところで、話が上がっていましたので、今後提供するとなると、委員おっしゃっているように、もしかしたら改築とか、そういった機会で食数をカバーできるようなものでやっていかないといけないのかなと思っております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 全国的には少子化とかと言われていて、沖縄県はそうでもないのですよね。

○指導課長 宜野湾市のほうは、結構横ばいではあるのですけれども。

○岸本一徳 委員 減っていく傾向には、今はないのですね。

○伊佐文貴 委員長 指導課長。

○指導課長 すみません。私のほうでは定かでないのですが、先日、中学校部活動地域移行についての中で、中学生なのですけれども、令和8年から令和9年、令和10年あたりから少しずつ下がっていくデータがあったと認識しておりますので、幼稚園がどうなのかというのは、まだ分からないのですけれども、少しずつと思っております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これは、そのときになってみないと分からないと。

○指導課長 はい。

○岸本一徳 委員 了解です。次に、ここで言えば、②の職員の運用云々であるではないですか。これはいわゆる1号認定から陳情者は、そこは理解していると思うのだけれども、仕事に遅れてしまうとかということが、陳情書の中ではおっしゃっているわけですが、先ほど認定こども園、幼保連携、あと何年後かに実現していく計画だと思うのですけれども、そういう認定こども園で預かれるようになれば、幼稚園の問題は解決できるだろうと思うのですけれども、それっていつまで待つのかと。うちの子は、そのときは幼稚園にいませんよと、そういう話だと思うのですけれども。これは今のところ、1号認定とかということで、お仕事をされていないお母さん方が幼稚園には預けるということをしているわけで、仕事をしている方も中にはいらっしゃるという認識でいいのですか。陳情者の問題提起というか、そこに書いてある、どういう理解をしていいか分からないものですから、御説明いただけますか。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 幼稚園の入所申込みのほうは、福祉推進部のほうで行っておりますので、そこで対応しているのですが、基本的には1号認定というところの中で認定を与えて申込みを受け付けています。中には、やはり就労している方も申し込みされてきておりますので、そこについては、預かりも使えるようにというところで、就労されている方は預かり保育を実施するということで、保育のほうを6時半まで実施しております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 朝がちょっと解決できないのですね、この1号認定の方々というのは。そもそもそういうことを理解した上で入所する、入園するという捉え方でよろしいのですか。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 申込み段階では、そのように説明をして入所受付を行っております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 そこはちょっと移行期といいますか、過渡期というか、計画をこれからまた進めていく上でも課題なのかなと認識をします。

あと、幼保連携の話はしましたので、現在もこの点で悩んでいる市民がいらっしゃるとしたら、どういうアドバイスをしてあげればいいのか。このお悩みを解決できるのかということですね。プロの立場から教えていただきたいと思います。難しいですか。

(何事かいう者あり)

○岸本一徳 委員 それから、ちょっとこの陳情者、幼稚園の先生方の働き方ということで、多少誤解があるような感じで、これは幼稚園の先生方も法律に基づいて働いているのですよね。ということは、現象的にはというか、客観的に見て、父兄の方々が、ちょっと遊んでいるのではないの、仕事していないのではないのかというのは、当たらないという認識でいいのですか。もう少しそこら辺を詳しく御説明いただけますか。

○伊佐文貴 委員長 指導課長。

○指導課長 岸本委員の御質問にお答えします。幼稚園のほうは、やはり発達のほうが幼いということもあって、自分の考え方や思いを、なかなか全て言葉で表現することは難しいというところもありますので、午前中の保育を行った後、午後は先生方が保育の反省であったり、あと共通理解というのをしっかり行って、翌日どのような教育を行うかということを経験する時間というのが必要になってきます。

そういうところでしっかりと実態把握をして翌日の教材、教具の準備というのをしております。ですので、先ほど小学校のほうではというのがありましたが、小学生はある程度、こちらのほうで教材に関する部分でも渡しながら物を作ったりということが可能なのですが、幼稚園ではある程度道筋のほうを準備しておかないといけない部分の教材もありますし、あと幼稚園のほうでは環境教育というのが重要で、その環境構成をどうしていくかというのを、しっかりと午後のほうで確認していくというところが必要な部分になっております。

また、人数も限られていますので、一人一人の特性がこの指導を行うために教材、教具を準備したり、あとは行事等がありますと、その限られた人数の中で割り当てをして準備していくというところが結構大変な仕事になっております。

その他、預かりのほうの担任等がお休みしていた場合、そこのフォローをしたり、あとお金とか、そういったところの管理をしていただく、買い出しに出たりとか、本当に何でも屋と呼ばれる幼稚園の先生方なのですけれども、そういったことで、結構午後の時間って、子供たちがいないから何しているのということがあると思うのですけれども、翌日の教育に生かすために時間を費やしているのが現状であります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分かりました。沖縄だけなのですよね、小学校の中に幼稚園がある。沖縄県以外はどこもないのです。文科省の、沖縄県だけですよね。これは結局、復帰前のいわゆる行政の在り方の問題と思うのですけれども、いいところでもあるし、メリットもデメリットもあるのかなと思うのですけれども、幼稚園というのは、今認定こども園とか、教育が主体であるので、そこが違うと思うのですけれども、今言うように1号認定、2号認定ではないのですけれども、預け方とかということは、また沖縄県以外のところとはまた違うのではないかと思います。そこら辺は沖縄県だけがこういう課題が出てくるのだという認識でよろしいのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 指導課長。

○指導課長 御質問にお答えします。今の御質問は、沖縄県の課題というのが、預かるとかという時間の件でしょうか。

○伊佐文貴 委員長 幼稚園教諭。

○幼稚園教諭 県内で共働き世帯というのが他府県に比べて多いというところの現状から、このような課題が出てくるところはございます。

○岸本一徳 委員 分かりました。以上です。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 こういう陳情が出ておりますが、今後宜野湾市のほうもこども園への移行ということで変わってくると思います。このお母さんが言っているように給食にして温かい食事を与えられないだろうかということを提案しておりますが、今後またこども園へ移行していくと、やはり園の時間も長くなってくるということはありますよね。

そういう中での給食に関しては、こども園移行の給食に関しては、やはりケータリングを考えているのか。それともまた、給食を新たに設けていくのかという、こういう考えはどのように。また、次年度から大山幼稚園が移行してきますよね。そういった形の考えというのは、将来はどのように考えているのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 昨年度策定した基本計画のほうでも給食の文言はうたっておりますけれども、やはり策定するに当たって、いろいろ検討は進めてまいりました。その中で、先ほど課長のほうからもありましたように学校給食の提供がキャパオーバーというところで、やはり認定こども園へ移行するに当たって給食の提供は難しいという結論に至りました。

その中で、民間の部分と公立の部分、9施設あるのですけれども、4つと5つで公立が4園になるのですけれども、分かれていくのですが、民間の部分は法人さんのほうで給食の提供、実施していく。公立の部分は屋良千枝美委員がおっしゃっているとおり、学校給食は厳しいですので、ケータリングを今は考えておりまして、福祉推進部のほうでは外部搬入による給食提供業者の選定作業というところを今計画策定している段階でございます。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 今、法人のほうと公立のほうでという形で、公立はケータリングで持っていこうという考えを示している。法人のほうは、法人にお任せという形にするのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 法人のほうも現在幼稚園の施設には給食を提供できる、自園で調理できる設備がございませんので、当面の間は、やはり法人も外部搬入による給食提供ということが考えられます。ただ、今後民間が運営していく中で、建て替えとか、改修とかを法人がされるのであれば自園調理も可能になっていくのかなと考えております。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 自園調理ができる場所があればということで、法人にそういう意向があれば、また市から予算を提供してということも考えられるということでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 そのとおりです。その際には我々も支援するための補助金等を活用して支援してまいりたいと考えております。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 そういう給食の問題が、今後また認定こども園になったときには、どんどん保護者からの要望が出てくると思うのです。ですから、こういう自園調理できる部分、そしてまたケータリングですが、やはりどちらも自園で、こういう給食を提供してほしいという要望は出てくるとは思うのですが、そういうときの対応も考えられているのですね。

○認定こども園担当主幹 そのとおりでございます。

○屋良千枝美 委員 ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 ちょっとお聞きしたいのですけれども、先ほど岸本委員がおっしゃっていたように幼稚園の先生の働き方が見えないというところの、この陳情の中にはあるのかなと思うのですけれども、今現在午後からは学童に切り替わって、学童の先生たちが見ていらっしゃるという認識でよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 指導課長。

○指導課長 そのとおりです。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 今後認定こども園になるに当たって、保育士の先生もいらっしゃるときに、陳情者の方はシフト制でというふうな形があるのですけれども、保育士の方と幼稚園の先生が来たときというのは、

どういふような勤務体制になって、学童の方もそこに入られるのかというところをちょっとお聞きしたいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 座間味万佳委員の御質問は、認定こども園へ移行した後の話でしょうか。

○座間味万佳 委員 はい。

○認定こども園担当主幹 認定こども園へ移行した後は、幼稚園の先生方と、うなばら保育所のほうが閉所しますので、この職員も活用しながら、一緒に保育と教育をしていく予定ですので、午前の教育の部分と午後の預かりの部分も含めてシフトで先生方が見ていくと。そこの中には会計年度任用職員の方もいらっしゃいますので、もちろん担当する担任の方々は保育士でもあり、幼稚園教諭でもある、2つの資格を持っている方たち。サポートする方たちは、また保育補助者という形でシフトを組んでまいります。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 では、今あるように午後から学童というような形にはならず、学童の先生は入らないという形で、市の職員、先ほどおっしゃった会計年度任用職員も含めてですけれども、の方々だけで、この認定こども園を運営されていくという形になりますか。

○伊佐文貴 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 いえ。基本的には正規の職員をシフト、午前と午後、先ほどちょっと言った、課題でもあります、早めに開けてほしいという部分もございますので、勤務時間もそれに合わせてシフトを組まないといけませんので、そこは早番、遅番という形で正規職員も配置していきながら、そこに足りない部分は会計年度任用職員も活用しながら運営していくという形です。

○座間味万佳 委員 学童は入らない。

○伊佐文貴 委員長 指導課長。

○指導課長 御質問にお答えいたします。登園されるお子さん、皆さん残るという形なので、学童という部分ではなくて、そのままの流れでいらっしゃると思います。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 今ここに書かれている学童という言葉自体もちょっと違うという認識でよろしいですか。

(「預かり」という者あり)

○座間味万佳 委員 預かり保育ということで。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の陳情第26号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前11時28分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午前11時28分）

○伊佐文貴 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。（午前11時28分）

◆午後の会議◆

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後2時00分）

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第55号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○伊佐文貴 委員長 議案第55号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第55号についての説明をお願いします。健康推進部次長。

（執行部説明省略）

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 資料の1の左側の①についてなのですが、12月2日以降というふうな書き方をされていますけれども、これまでの保険証からマイナ保険証及び資格確認書というような、そういう形態に変わっていくのだということなのなのですが、お聞きしたいのは、マイナ保険証とひもづけをする全てマイナンバー登録をする、しないということも含めて、要は国民は義務なのか、それとも任意なのかというところから、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 岸本委員の御質問にお答えします。マイナ保険証、マイナンバーカードに国民健康保険証のひもづけ、これは利用登録ということになるのですが、これは義務ではありません。任意です。なので、一旦ひもづけをした後に解除することはできるようになっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 それで資料を私はもらったのですが、この後期高齢者医療制度の被保険者数及びマイナンバーカードと被保険者証のひもづけの状況についてということで、議会が始まる前に資料をお願いしていただいたのですが、宜野湾市のほうは、まずは県内の中でどの辺に位置づけられているのか。要は、これは任意で、自分で選択ができるというマイナンバーカードを発行するのも、それからひもづけをすることについてもということでもありますので、当然マイナンバーカードを発行していない方もいらっしゃるでしょうし、そこにまたひもづけをしていない方も、もしかしたらいらっしゃるわけですから、その辺の宜野湾市について、例えばいただいた資料では、令和3年度は8,727名の方、これは被保険者数です。それから、令和4年度は9,117名、令和5年度は9,503名ということで、少しずつ増えてきております。これは高齢化社会といいますか、団塊の世代の方々が、やはり75歳以上になっていらっしゃる方がだんだん増えてきたのかなと思うのですが、マイナ保険証利用登録率というのが41.3%、そして利用率が1.73%となっ

ているのですけれども、利用率のことについては後で聞きますけれども、この利用登録率といいますか、41.3%は、県内では、例えば平均からすると宜野湾市は上のほうにあるのか、下回っているのか。この辺の分析をまずお伺いしたいなと思います。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 岸本委員の御質問にお答えします。今現在、後期高齢者医療制度の被保険者を対象にしまして、大変申し訳ないのですが、町村のデータはちょっと今持っていないくて、11市の中で申し上げますと、宜野湾市はマイナ保険証の利用登録ひもづけをしているのは令和6年4月時点で41.3%となっておりまして、これは11市の中で上から2番目、多い順から2番目になっております。沖縄県の平均で申し上げますと、34.6%という数字になっておりますので、沖縄県の平均よりかは上のほうということになっております。登録率だけでよろしかったでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 あと、利用率というのは1.73%になっているのですけれども、ここはそんなに、県平均よりは上回っていますけれども、これは極端に利用率というのは、これが何を指して利用率なのか。要するに診療を受ける、その際に利用しているということであれば、必ずしも被保険者全員病院に行きますというような話ではないので、そこで利用率、利用登録率と、よく使っているひもづけというのと、イコールであるのか、ないのか。それから、利用率については、いわゆるこれは診療を受ける、受けないというのに関わってくるので、あくまでもそれは持っていच्छる、マイナ保険証として登録をしているという部分が一番重要なかなと思うのですけれども、この辺について御説明、また教えていただければと思います。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 岸本委員の御質問にお答えします。利用登録率というのは、マイナンバーカードを国民健康保険証とひもづけしているので、登録をする人たちのパーセントになっているのですけれども、利用率というのは、これは3月の利用率は、宜野湾市は1.73%になっているのですけれども、これは3月の1か月間に病院に行ってマイナ保険証で病院の受診をした方の割合となっております。要は、レセプト件数とマイナ保険証を使った方の件数で割合を出しているという形になります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ありがとうございます。ピンポイントで、そこはこういう利活用の仕方をしてしていますよという、1か月、3月の利用率を示しているということで、理解をいたしました。

それで、12月には、このマイナ保険証が本格的にスタートするというふうに捉えるべきなのか。今まで準備してきたものの総仕上げといいますか、最終段階だというような、作業的にはすよ、よし悪しという話ではなくて、そういう捉え方をしているのかなと。これからマイナンバーカードも保有していない、ひもづけもしていないという方々が、例えば損失というのですか、そういうことが起こらないような対策が今の議案の説明の中に出ていたのかなと思うのですけれども、その部分についてももう一度確認をしたいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 今年の令和6年12月2日から現行の被保険者証の発行が廃止になります。これは決定されていることです。なので、12月1日までは現行の保険証は発行できるのですが、12月2日からは発行で

きなくなります。12月2日以降に新規の方とか、紛失した方とか、再発行の方たちが来た場合は、ではどうするのかということになりますと、病院に行ったときにマイナ保険証とか、そういったものを持っていない方が受けられなくなるというのを防ぐために資格確認書というものが交付されることになっております。これは、この資格確認書をお持ちいただければ、病院の診療は受けられますということになっているのです。マイナ保険証を持っている方はマイナ保険証で受けていただくという形になっております。

この現行の保険証というものが、広域に関しましては、来月発行するものが最後の一斉発送のものになっておりまして、広域は8月から7月までになっておりますので、現行の保険証も来年の7月で利用ができなくなるということになりますので、それまでにマイナ保険証を作っていただくというのも可能なのですけれども、それに間に合わなくても、また来年の8月から資格確認書を一斉発送の予定となっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ありがとうございます。この資料1の議案第55号の資料の説明の中で、②で沖縄県後期高齢者医療広域連合規約変更までのスケジュールがあるのですが、今我々は、規約の変更は宜野湾市の規約の変更なのでしょう。それとも広域連合へ報告するための、宜野湾市はこれでいいですよという意思表示をやるための議案なのか。この辺の位置づけは、例えば全市町村が合意しないと、これは規約の変更はできないということなのか。一市町村で反対というふうに合意しなかった場合、変更についてどうなるのかということをし。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 岸本委員の御質問にお答えします。このスケジュールというのは、主に広域連合が行うスケジュールとなっております。その中で令和6年6月というのが、各市町村の今行っている議会で皆さん上程しているところになります。その議会のほうで議決をいただいたら、7月に市町村の協議書の取りまとめ、広域連合が取りまとめますので、そちらのほうで、もし反対とかあったら行うのかなと思うのですが、すみません。ここは広域連合には確認しておりませんので、今はっきり申し上げることができません。申し訳ないです。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 私、その広域連合議員の一人ですから後で教えて。

○国民健康保険課長 分かりました。

○岸本一徳 委員 どういう立場になるのか。例えば私は宜野湾市ですが、例えばお隣の浦添市とか、沖縄市の議員が反対した場合、どうなるのかということなのだけでも。そこら辺を後でまた手続上、こうだということで対応の仕方も、また変わってくるでしょうし、教えてください。よろしくお願いいたします。

○国民健康保険課長 分かりました。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 最後に、私一般質問でも以前にやったことがあるのですが、マイナ保険証を利用するメリット、これは答えられますか。例えば医療機関での受付が自動化しますよと。窓口への限度額以上の支払いが不要となりますよ。それから、就職、転職、引っ越しにおける保険証の更新が不要となります。マイナポータルから過去の診療情報を閲覧できますよとか、医療費控除の確定申告が自動化しますよという

ふうなこと、これは5つのメリット、これはネットで調べたら、すぐ出てくるのですけれども、これって加入していない方々というか、発行していない方々、ひもづけしていない方々に、こういった情報というのは、ちゃんと市民には伝わっていらっしゃるのか。皆さんは、積極的にそういうことを、いわば周知徹底はされているのかという確認をちょっとしたいのですけれども、いかがでしょうか。

---

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後2時22分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後2時22分）

---

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 失礼いたしました。このマイナ保険証を使ったときのメリットに関しましての周知なのですけれども、これは今、国民健康保険課の窓口チラシのほうは置かせていただいています。広報及び市報に関しては検討しているところでございます。

○岸本一徳 委員 ありがとうございました。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今、岸本委員からあったスケジュールの件なのですけれども、今答えられないということがあったと思うのですけれども、広域連合という性質を鑑みた場合に、単体、市町村独自の動きというのは、多分確認できないのではないかなと思っているのですけれども、一般的な見方からして、どこかの議会が否決されたと仮定をした場合、このスケジュールどおり、私はいかないのではないかなと思っているのだけれども、その辺は正確な情報ではないとしても、一般的な考え方からすると、どうなるのかというのをちょっとお答えできるのではないですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 伊佐哲雄委員の質問にお答えします。おっしゃるとおり、もしどこかの市町村あるいは宜野湾市とかで否決があった場合の想定スケジュールではないかなとは思っているのですけれども、否決になった場合のスケジュールが、広域連合のほうに確認していないものですから、大変申し訳ないです。

○伊佐哲雄 委員 いいです。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑ですが、課長からあったとおり、ちょっと確認が必要な部分はあるのですが、今回あくまで規約の変更でして、広域連合自体は条例も持っているので、条例改正とは違って規約の改正なのです。

資料2を御覧いただきたいのですけれども、実際広域連合で行っている事務について記されている部分ですので、これは沖縄県に限らず全国统一した対応になっていますので、確かに否決される可能性というのもゼロではないのですけれども、基本的にはそのとおりやるものということで、恐らく否決の可能性はかなり低いかなと思っていますところです。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 ありがとうございます。それから、資格確認書をお届け、これは申請しなくても、そのまますぐ送るということで、後期高齢者の皆様方ですから、もしかしたらそれに対する問合せ、意味がよく

分からないとか、そういうような場合に、送ったらしばらくの間、やはりそういった問合せというのは出てくるのかなと思っているのですけれども、それに対する対応というのは、体制も含めてどのようにお考えでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 この資格確認書の一斉発送が来年の7月に予定しておりますので、それまでには周知等を検討させていただきたいと思います。また、12月2日からは、新規の方たちには随時発行しますので、その際には窓口でも御説明させていただきたいと考えております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 この資格確認書の大きさ、本会議場でもはがきの大きさということで、材質とか、気になるのは、ぺらぺらの紙で汚れたりとか、ぬれたりしてぐちゃぐちゃになってしまわないか。特にこれは資格情報のお知らせというのは、これはA4の普通の紙ですか。

○国民健康保険課長 はい。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 そうなると、紛失したりとか、ちょっと洗濯してしまったとか、そういったことになってしまうと、再発行できるのかなと思うのだけれども、その辺想定されるトラブルとかというのは考えられないでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 伊佐哲雄委員の御質問にお答えします。この資格確認書というのは、現行の国民健康保険証、後期ですね、それと大きさも紙質も今のものと同じようなものを想定しております。ですので、取扱いに関しては、今の国民健康保険証と同じような取扱いになるのではないかと考えております。

それと、資格情報のお知らせなのですけれども、今おっしゃったとおり、A4サイズの紙ベースで送る予定となっていますので、紛失したり、破れたりというのは起こり得ることだと思いますので、そうすると再発行という形になるかと思います。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 これについては、医療機関で、その設備が整っていないところについては、これを代用して使ってくださいねということなのだけれども、この医療機関の普及率というのか、大方のところでは使えるようになっているのか、もし資料があれば。

(「ちょっとすみません」という者あり)

---

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後2時30分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後2時31分)

---

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 伊佐哲雄委員の質疑にお答えします。オンライン資格確認の導入なのですけれども、これは病院側のほうなのですけれども、これは今、令和6年3月時点の数値なのですけれども、全国で準備

完了施設は92.1%、沖縄県では89.5%という数字が厚労省から出ております。対象の施設は全国で90.5%、沖縄県では87.3%となっております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 先ほど岸本委員からあったのですけれども、デジタル化というのは、世の中、世界から遅れているというのはあるけれども、誤解も含めて結構いらっしゃるような気がするのですけれども、その辺のメリットというのは、やはり次の国保でも同じようなことだと思うのですけれども、しっかり必要性と  
いうのか、メリットと  
いうのか、それをきちんと普及するようにしたほうがいいと思います。以上です。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 先ほどおっしゃっていた中で、広域連合で今年度発行、7月から8月、今度の7月、8月が最後で、来年度は7月に資格確認書のほうを発行するというふうにおっしゃっていたのですけれども、これは毎年資格確認書を発行するという認識でいいのですか。それとも来年1年間、例えば経過措置みたいな感じで、何年間は、この資格確認書をやるけれども、それもいずれやめてということになるのか、それとも、毎年発行することになるのかということもお聞きしていいですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 座間味委員の御質問にお答えします。今年度最後の国民健康保険証が来月発行される予定となっております、来年7月までの有効期限となっております。その後には、資格確認書はマイナ保険証を持っていない方、資格情報のお知らせをマイナ保険証を持っている方、各対象の方にあわせて、来年の7月に一斉発送する予定となっております。

そこで、資格確認書なののですけれども、これは有効期限が1年となっております。資格情報のお知らせは有効期限はございません。資格確認書のほうは、毎年同じように例年7月に一斉発送する予定となっております、資格情報のお知らせは、有効期限はないので、この書かれている情報に負担割合の変更とか、あと住所が違ふとか、そういった場合に、また改めて変更したものを発行するという形になります。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 そういうことであれば、今おっしゃったのは、資格情報のお知らせに関しては、期限がないから1度発行。ただ紛失したり、変更箇所があった場合には改めて発行する。資格確認書に関しては持っていない方になるので、マイナ保険証を持っていない方に関しては、1年ごとに毎回都度発送するという認識でよろしいですか。

(何事かいう者あり)

○座間味万佳 委員 ありがとうございます。また、ちょっとお聞きしたいのですけれども、先ほど岸本委員もカードの利用率のことに  
関して質問があったときに、利用率の1.73%だったと思うのですけれども、レセプトからマイナ保険証の利用者をやったのが1.73%ぐらいだったという認識、説明だったかなと思っているのですけれども、では残りの98%は、レセプトから計算して、その紙で持っている方が、98%は、その利用者という形  
でよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 もちろん、レセプト件数というのは、社会保険の方もいるし、後期高齢の方もいらっしゃる。その中から後期高齢の方を取りまして、それで割合を出しているの、残りは紙というか、現行の保険証という形になります。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 では、98%の方は、今紙でやっていらっしゃるということですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 これは3月の1か月間になります。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 今、3月とおっしゃったのですけれども、それ以前の例えば分かっていたらいいし、4月であったりとか、あとそれ以前はどうなったのか。よく言われているのが、マイナ保険証って利用率が下がってきているというふうに言われている中で、実際この1.73が、どれぐらいの基準、平均でずっといって1.73を保っているのか、それとも下がってきているのか、増えてきているのかというところでも、この宜野湾市の方々の広域の方が、どういうふうな使い方をされているのかなというところが、ちょっと傾向が見えないので、もし分かれば教えていただきたいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 今3月時点の、ほかのデータを持っていないものですから、これは後で提出させていただいてよろしいでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 はい。もう一つ、先ほどおっしゃっていた中で、岸本委員が言っていたように、これは任意なのか、どうなのかという話の中で、任意なので途中で解約しても、ひもづけを外してもオーケーですよというふうなことをおっしゃられていたと思うのですけれども、では外された方というのは、この資格確認書が発行されるという認識でよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 座間味委員の御質疑にお答えします。マイナ保険証は、今も申し上げたとおり解除できるのですけれども、その条件としまして、資格確認書の申請するということになっておりますので、やはり病院へ行けなくなるというのが、受診できなくなりますので、マイナ保険証を解除することは、必ず資格確認書を交付するという形になります。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 今の現時点で、これまでに途中で解約された方、ひもづけを外された方もいらっしゃいますか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 座間味委員の御質問にお答えします。大変申し訳ありません。今、解約があったかどうかというのは把握しておりませんので、これは確認させていただきたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 分かりました。では、再度確認なのでも、毎年資格確認書というのは、こちらから発送する、プッシュ通知というような認識の意味合いで取って大丈夫ですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 これは、これまでどおりに、現行の保険証と同じように資格確認書のほうも申請とかはなく、こちらのほうで一斉発送させていただきます。

○座間味万佳 委員 ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 よろしくお願ひします。今回規約の変更ということで、いろいろと聞くのも限られてきているのかなと思っではいるのですけれども、1年ごとに発行するには、またたくさんの方の労務といいますか、仕事がかさむなと思ひますし、先ほどお話があったようにメリットに関しては結構なメリットがたくさんあるのですけれども、果たして写真をつけてマイナンバーカードを作る75歳以上の方たちが、このマイナンバー、若い方たちでも、まだ作られていない方も結構いるとは思ひうのですけれども、ただ、今一番メリットとしてされているのが、薬をいろいろと飲み合わせする場合の、医療現場で負担が軽減できるというのは、お薬手帳を持たなくても全てできるというのは、また災害時にも、これを持っておけば、これまでの病気だったり分かるということもありますけれども、やはり私たちでも、そのメリットというのが分からない中で、この方たちにもマイナ保険証という部分が、もう少し丁寧な形で、国がちゃんと示してもらわないといけなひのかなという思ひはするのですけれども、何かの機会で、やはりマイナ保険証が使えないであったり、まだたくさんあるのですよね、これからですというところが。

ですから、もっともっとやはり行政もそうですけれども、民間の薬局だとか、そういうところもしっかりというのはあると思ひうのですけれども、12月2日というのが、もう期限は決められていますので、広報も含めて、いろいろな形でできるところからとは思ひっているのですけれども。皆さんのほうで、またたくさん仕事も増えてくるとは思ひますけれども、ぜひ頑張っではいただひて、質問ではないのですけれども、応援というメッセージで、よろしくお願ひいたします。

○国民健康保険課長 ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 皆さん、いろいろ質問なさったのですけれども、ちょっと少しだけお聞かせください。全国でも、このマイナ保険証ですか、トラブルがあったのは情報では伺っておりますが、そういう心配というのはないのでしょうか。確実に発行できる、そして確実に情報が載っではいて、これが利用できるという保証はちゃんとあるのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 このトラブル等が前にはいろいろとありましたので、今の情報、オンライン資格確認をすることと、日々確認作業というのは行っておりますので、皆様が安心してマイナ保険証を利用していただくために常に努力はしていくつもりでありますので、この検証とか、突合とか、そういったものはこれからもやっではいきますので。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 マイナ保険証を発行するのは、要するに申請するのに、かなり高齢者にとってはハードルが高ひかなと思ひうのですが、いかがなものでしょうか。やはりスムーズにできる手続なのですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 屋良委員の御質問にお答えします。大変申し訳ないのですが、マイナンバーカードの発行に関しては、私どもが管轄するところではないものですから、こちらは市民課のほうを担当しております、すみません。お答えがちょっと難しいかなと思います。

---

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後2時43分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後2時43分）

---

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 これまでの保険証がありますよね。この保険証が資格確認書に替わっていく、マイナンバーに入っていない方は資格確認書が発行されるということは十分理解できましたけれども、やはり資格確認書が発行されるのであれば、今までの保険証でも十分ではないのかなというふうに単純に考えるのですが、これはいかがなものですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 屋良千枝美委員の御質問にお答えいたします。先ほど岸本委員からもお話がありまして、マイナ保険証のメリットというのがございまして、資格確認書というものは、あくまでも現行の保険証と同じ取扱いになりますので、メリットで、先ほど薬とかそういった情報、今までの情報とかは資格確認書では確認できないのです。なので、マイナ保険証を使うメリットというものがございまして、資格確認書はお使いいただけるのですが、マイナ保険証のほうを利用させていただくという形のほうが、市民の方たちにはメリットが大きいかなと思います。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 補足ですが、屋良委員おっしゃるとおり、今までと何が違うかというところはあるのですが、ここは国の制度設計に基づいて市町村としても対応しないといけないので、市としては、これまでどおり医療を受けられる体制をつくらないといけないということで、確かに違いについては分かりにくいところはあるのですが、そこはちゃんと市民に周知をした上で、市民に不利益がないように市としては対応していきたいと思います。ただ、これまでの保険証が利用できないことに関しては、国の政策に基づいて進めているところですので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 マイナンバーに登録したくないという人が中にはいらっしゃいますよね。そういう形で、いつまでたっても、これは資格確認書が毎年送られてくるということで理解してよろしいのですか。マイナンバーを受けないということであれば、資格確認書が毎年送られてくるという。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 屋良千枝美委員の御質問にお答えいたします。今現在は、資格確認書をいつまで発行するというのは国から来ておりませんので、これはこれからも資格確認書はマイナ保険証を持っていない方に発行していく予定です。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 勉強していきたいと思います。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第55号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後2時48分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後2時54分)

---

【議題】

議案第50号 令和6年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○伊佐文貴 委員長 次に、議案第50号 令和6年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第50号についての説明をお願いします。健康推進部次長。

(執行部説明省略)

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳委員 最初に、補正予算の第2号の中で59万5,000円、歳入5ページ、3款1項1目オンライン資格確認等業務関係補助金59万5,000円、そして歳出の一般管理費、これは6ページ、01の一般管理費事業委託料、これも59万5,000円、歳入と歳出同額ですので、そのことを示しているものだと思うのですが、ちょっともう少し詳しい説明をしていただきたいのですが、例えばシステムを導入する場合というのは、ベンダーさんからITのやるのだけれども、この場合には、もしかして次長、国保連合会とかという部分、例えば共通の市町村みんな同じシステムだと思いますので、この59万5,000円というのは、宜野湾市に特化したものではあると思うのだけれども、それはいわゆる10分の10だから、単費で費用負担することはないと理解をしているのですが、単にシステムを、普通だったら構築をして、そして今使っている部分の改修をしていくとかというのが、たしかマイナンバーカードのシステムそのものも随分前からそういう改修作業といいますか、今のような形で利用していくための整備をずっとやってきたと思うのですが、この部分が資料1の、大きい1、2とあって、国保事務処理標準システムの対応作業と、これに係る金が下の3のシステム改修等に係る財政支援分というイコールなのか、この辺をもう少し詳しく、関連があるのかないのか、ちょっと御説明いただけませんか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 岸本委員の質疑にお答えします。これは今回マイナ保険証に移行するに伴って、今、次長から御説明のありました4つの、資料で申し上げますと、2番、国保事務処理標準システム対応に係る事業費として計上させていただいております。この4つのシステム作業の合計が59万5,000円となっております。

今、私どもが使っている国保事務処理標準システムというものは、国がつくったシステムでありますので、通常ならシステム改修になると、プログラム等も全て市で対応していくのですけれども、国保事務処理標準システムに関しては、国民健康保険中央会が作成したシステムですので、改修に伴うプログラムに関しては、国民健康保険中央会から提供されるのです。ですので、プログラムの作成部分というのは、私どもがお金を払うもの、改修に係るものではないのです。その提供を受けてから各市のベンダーがセットアップ及び検証をしなければなりませんので、その費用が59万5,000円ということになっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 こういう理解でいいですか。中央会というのは、国保連合会の中央会という理解でよろしいのですか。

○国民健康保険課長 はい。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これが12月2日までには、(1)から(4)、全部作業を終わらせて、要は12月2日以降の対応に備えていくという、まず理解でよろしいわけですね。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 おっしゃるとおりです。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分かりました。通常のアウトソーシングとか、そういうものと全然違うのだという説明で分かりました。

あともう一つ、(2)の負担割合というのは、例えば3割負担とか、それから全額、こども医療費については無料であるという理解でよろしいのですか、負担割合というのは。それとも国、県、市の負担割合ということですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 この2番の負担割合等というものは、70歳以上の前期高齢者に係る方たちなのですが、これが所得によって、8月から負担割合が毎年変わります。その負担割合の内容をチェックする仕組みを導入するシステム改修対応作業になります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 窓口で3割負担とか、何割負担とかという負担割合のことではないということですね。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 通常の一部負担割合ではない、前期高齢者の方の負担割合ではあるのですが、それ以外の方の3割負担とか、そういったものではないです。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 今度この補正第2号が可決されたら、これからその諸準備というか、着手していく、対応していくという理解でよろしいのですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 おっしゃるとおりです。

○岸本一徳 委員 以上です。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 ちょっと今の質問にかぶるのですけども、作業の、いろいろ書いてあるではないですか。2番目の対応作業の、資料の。いろいろあると思いながらも、この59万5,000円というのは、さっきちょっと説明があったのですけども、安いのではないかなという思いがあったわけですけども、こんないっぱいいろいろな作業をされるのに、たった59万5,000円かと思ってしまったのですけども、この金額の根拠というのか、査定というのか、これは一方的に向こうから、国のほうから定められて、これだけでやりなさいという意味合いなのか。しかも、これは人件費、委託費ですよ。この仕組み、ちょっと教えていただけませんか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの伊佐哲雄委員の御質疑にお答えいたします。今回標準システムの制度改正に伴うシステムの対応作業ということになっていて、先ほど岸本委員からあったとおり、通常だとシステム改修委託料という形で出すのですが、今回ちょっと聞き慣れない言葉で上げている理由としては、国保のシステムに関しては、ほかの基幹系システムは、これから標準化対応ということで、今からになるのですけども、ここは先んじて標準化システムを導入しているので、標準化システムというのは、先ほどあった国のシステムを、標準的なシステムを導入するということで、内容については、国保中央会のほうに取りまとめて、そのプログラムを保険者に納品をするということで、この費用については、全て市町村持ちではないので、あくまでそれに伴ってセットアップ作業の検証部分ということなので、従来の改修費用に比べて大分金額的には費用は抑えられた形になっております。これはできるのは、あくまで標準化システムということで、全国も一律統一したシステムなので、それが可能となっております、宜野湾市は標準化対応しているのですが、宜野湾市以外の標準化システムに対応していないところについては、従来より今回の法改正に伴う対応としては、宜野湾市よりも高額な委託料が発生している状況があると聞いております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 全国統一の標準化システムとおっしゃいますけれども、例えば宜野湾市はちょっと違うところがあって、いわゆるカスタマイズしなければいけないということは、あり得ないということなのか。

○伊佐文貴 委員長 給付係長。

○給付係長 今回の対応に係るものについては、カスタマイズという感覚ではなくて、本当に中央会がつくったシステムを今の標準システムというところに入れ込んで、その検証作業をするというものの費用です。カスタマイズという感覚ではなくてですね。以上です。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 例えば入れ込むというけれども、サイズが合わないとか、ちょっと大きいとか、小さいとか、そういうものもないですか。それは国保のことをおっしゃっていますけれども、ほかのシステムにも徐々にこういう全国統一の、そうなれば我々のシステムの開発も含めて、かなり抑えられるのかな、出費が。そういうことを想像してしまうのですけども、その辺いかがですか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ちょっと一概に言えるかどうかは分からないのですが、標準化システムを導入するメリットとしては、議員がおっしゃったとおりのものがメリットとして挙げられているところではあります。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 先ほどの59万5,000円の根拠というのは、これはさっき答えたと思うのですが、もうちょっとよこしてよみたい、そういうのはないのですか。

○伊佐文貴 委員長 給付係長。

○給付係長 今回補正に上げた額なのですが、標準システムを運用保守している業者さんに今回のバージョンアップとか、検証作業について、どれぐらいの費用がかかるのかというものを見積りをそれぞれ取って、その額の合算額がこの金額になります。

○伊佐哲雄 委員 一方的ではないのか。分かりました。ありがとうございました。以上です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 標準システムといったから、ちょっと確認しますが、要はいわゆる総務省で示している、全国、もちろん活用しているベンダーさんは違うから、うちは富士通ではないですか。過去にはNECもあったのですが、伊波洋一市長の頃。今はブイスリーでしたか。

(何事かいう者あり)

○岸本一徳 委員 そう。システムを導入している部分が、ベンダーさんが違うと、いわゆるシステムそのものもみんな違ってくるのだけれども、そこをいわゆる標準化というのですか、うちはうるま市が去年から入ってきて、宜野湾市と名護市と石垣市、こっちで自治体クラウドというのがあって、4市で分担をして、この標準化を分担して作業をやっている、とても早く対応できていると思うのですが、これもまだあれですね、これからどんどんその上に進化していくというのですか、その部分が。国保は標準化が一番進んで早いのだという説明が次長からさっきありましたけれども、これは総務省が示している部分の、いわゆる流れというか、国保の標準システムというのが進んでいるというのであれば、後期高齢とか、それからほかの例えば被用者保険の部分とかも同じように医療保険そのものですから、制度そのものは違うのですけれども、そういったものというのは、活用の仕方とかというのは、医療保険なわけですから、活用の仕方とかというのは、医療保険なわけだから、私は市民を対象をしたり、それから会社を対象にしたりしているわけですから、そこら辺の、なぜ国保が早いのかなということで、今ちょっと伊佐哲雄委員の質疑の中から、そういうのが出てきたわけですが、それって今どのようになっているのか。本当だったらIT推進室のほうから答えられると思うけれども、そこまでは分かりませんか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 社保のシステムについては、ちょっと把握はできていないのですが、後期高齢者医療については標準システムを導入しているということで聞いております。国保については、早い対応というか、先んじて補助の標準化に向けてはシステム改修費用が、当時の改修費用については国の補助もあったところで、宜野湾市としても手を挙げて導入しているところなのですが、ただ先ほどおっしゃったようにベンダーによっては、やはり連携システムにおいてメーカーが違っていると、なかなかそこでの不具合というものが実際標準システム導入後にも国保はちょっと苦労した部分があるので、標準化イコールすべて効率的かという、そうではない部分もあるので、今後基幹系システムが標準化されるに当たって、またその標準化シス

テムがどこのシステムなのかというのも、ちょっと課題としては今後出てくる可能性もあるのかなと。ただ、詳しいことは、ちょっとこちら側では把握していない部分もあるので、懸念としてはちょっと心配しているところではあります。

○岸本一徳 委員 以上です。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 この資料の中で、システムの対応作業の中で4つあるのですけれども、例えばこの4つだけが、今回の対応作業になるという認識で大丈夫でしょうか。

○伊佐文貴 委員長 給付係長。

○給付係長 おっしゃるとおりです。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 例えば今分かる範囲でいいのですけれども、パスワードとか、数回間違えるとロックがかかったりするといったときの、その解除とかも市のほうでやっていたりするものなのですか、マイナンバー。

(何事かいう者あり)

○座間味万佳 委員 これはマイナンバーカードのほうになるのですか。マイナ保険証とは違うから、保険証のときにも、このパスワードというのは使えますか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 座間味委員の質疑にお答えします。このマイナンバーカードのパスワードというのは、今回のシステムとは関係ございません。あくまでもマイナンバーカードのパスワードを忘れたりとか、そういったものに対しては、市民課に行っていただいて、また確認していただくなり、再登録するという手続が必要になります。なので、今回の中にパスワードは関係ないです。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 では、このマイナ保険証のときにパスワードというのは使ったりしないのですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 病院を受診する際には、マイナ保険証をお持ちになった場合には顔認証付カードリーダーというのがございまして、そちらのほうにカードを置いていただきまして、顔認証をしていただいて、手続をするという形になるのですけれども、その際に顔認証ではなくて、パスワードでも行うことができるので、そのときにパスワードを使用する、入れるということになります。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 このときに、顔認証が例えばできなくてパスワードでやったときに、パスワードを何回か間違っただけで使えなくなったといった場合には、例えば今病院にいるけれども、そこで、その病院でマイナ保険証が使えないから受診できないということになったりしますか。

---

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後3時21分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後3時21分)

---

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 座間味委員の質疑にお答えします。このマイナ保険証を顔認証付カードリーダーでやるときに、顔認証か、パスワードかというのは、本人確認をするために必要なものになりますので、このパスワードを忘れたときに受診ができるかどうかというのは、大変申し訳ないですが、確認をさせていただきたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 高齢者の方も、もしかしたらそうかもしれないし、私も忘れっぽいので、ぎりぎり2回やって、次にロックがかかったら困るからって、ではいいですと病院から帰るような気が私自身するので、ちょっと聞いてみたのですけれども、あともう一点なのですけれども、資格確認書、先ほど後期高齢のところの広域のところでも聞いたのですけれども、こちらも任意でやっているものなので、毎年それがマイナ保険証を持っていない方には発行されるかとか、先ほどは有効期限が1年しかないから、毎年発行しますよということだったので、こちらの場合も国保に関しても同じようなことなのかというのを聞きしていいですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 質疑にお答えします。国民健康保険の場合は、同じように1年、資格確認書の有効期限については1年を考えております。こちらは県内で統一する、県が主導になって確認をしているところですので、ほぼ1年になると思うのですが、まだ決定はしていないところです。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 先ほどの広域のものは1年と確定しているけれども、国保に関しては、期限がまだ何年と決まっていないという認識でいいのですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 本市、宜野湾市に関しましては1年ということで決めておりますけれども、これが県内は1年かどうかというのは。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 分かりました。では、先ほどは広域の件で聞いたのですけれども、今現時点で国民健康保険の方の、取得されている方の利用率というのも分かりますか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 質疑にお答えします。マイナ保険証の利用率なのですが、令和6年4月時点で国保被保険者を対象に申し上げますと、全国では7.1%、宜野湾市では4.43%となっております。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 補足ですが、12月2日以降、保険証の発行が終了することに伴って、後期高齢者医療は先ほど議案のとおり規約改正があるのですが、国保については、今回補正という形で、システムの対応作業が出ているのですが、条例改正自体は9月を予定しているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 課長、資料だけ頂戴。後期高齢のマイナンバーカードのひもづけ、さっき言った、座間味委員からあった利用率について同じようにもらえますか。もう作られているのでしょうか、恐らく。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 資料のほうを提出させていただきます。

○岸本一徳 委員 ありがとうございます。以上です。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第50号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後3時28分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後3時36分)

---

#### 【議題】

##### 議案第50号 令和6年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○伊佐文貴 委員長 次に、継続審査となっております議案第50号 令和6年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を再び議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第50号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 【議題】

##### 議案第51号 宜野湾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○伊佐文貴 委員長 次に、継続審査となっております議案第51号 宜野湾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを再び議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第51号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第55号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○伊佐文貴 委員長 次に、継続審査となっております議案第55号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを再び議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第55号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後3時38分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後3時38分）

---

【議題】

請願第 1号 沖縄県に早急なPFAS血中濃度検査等を求める請願

請願第 3号 福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないこと、学校給食でゲノム編集された食材を使用しないことを求める請願

請願第 4号 「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願

請願第 5号 教職員の働き方改革に向けたとりくみに関する請願

請願第 7号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める請願

陳情第 1号 学校における子供の健全な育成を求める陳情

陳情第 5号 母子生活支援施設設置について

陳情第 8号 带状疱疹ワクチン接種費用の公費助成に関する陳情

陳情第16号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情

陳情第24号 令和6年度福祉施策及び予算の充実について

陳情第26号 市立幼稚園について

○伊佐文貴 委員長 次に、請願第1号 沖縄県に早急なPFAS血中濃度検査等を求める請願、請願第3号 福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないこと、学校給食でゲノム編集された食材を使用しないことを求める請願、請願第4号 「フッ化物洗口」を学校で教職員に行わせないことを求める請願、請願第5号 教職員の働き方改革に向けたとりくみに関する請願、請願第7号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める請願、陳情第1号 学校における子供の健全な育成を求める陳情、陳情第5号 母子生活支援施設設置について、陳情第8号 带状疱疹ワクチン接種費用の公費助成に関する陳情、陳情第16号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳までこども医療費

無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情、陳情第24号 令和6年度福祉施策及び予算の充実について、陳情第26号 市立幼稚園について、以上11件を一括して議題といたします。

本11件については、本定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査としておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

（閉会時刻 午後 3時43分）